

姫路キャスパホール 基本使用料

区分	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
平日	10,020円	16,240円	18,810円	45,070円
土・日・休	12,450円	20,280円	23,460円	56,190円

◆次の使用者については、使用料を減額することができます。承認書等減免理由が確認できる書類を提出してください。

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する市内の保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する市内の認定こども園が使用するとき	5割減
公益上有益と認め市が共催するとき	5割減
障害者福祉の向上を促進する活動を行う団体が市長が承認する団体が、当該活動のために使用するとき	3割減

◆入場料その他を徴収するときは、基本使用料の額に次の割合を乗じて得た額を加算します。

入場料等の最高額が1～999円の時	5割増
入場料等の最高額が1,000円以上の時	10割増

◆ホールの舞台のみをリハーサル等に使用するときの使用料は、基本使用料(入場料、その他を徴収する場合は、その割増料金を加算した額)の3割相当額とします。

※本番を姫路キャスパホールで行う場合に限ります。他のホールで本番を行うためにリハーサルを行う場合や、本番をしないで舞台のみを使用し写真撮影をするような場合は、基本使用料全額をお支払いいただきます。

※本番と連続していない別の日をリハーサルで使用する場合は、1日に限り割引が適用となります。

◆楽屋、冷暖房料金は無料です。使用許可時間を超過、または時間を早めに使用する場合の超過にかかる使用料は、条例の定めにより計算します。